

「第25回製造業部会 全国支部長会議」が開催される



平成19年4月6日（金）、桜満開と合わせたかのように製造業部会の全国支部長会議が開催された。

例年、新年度を迎えるこの時期に開催される支部長会議は、全国10支部の新旧支部長会社担当者が参加して行なわれ、交代に伴う本部からの諸事項の連絡や要請、さらには当協議会が抱える諸課題についての討議が行われている。

今回は、昨年の事務所移転後、初めて家電公取協において開催された。

昨今の家電業界をとりまく取引公正化に向けた環境は、大規模小売業告示・家電ガイドライン等を中心としたコンプライアンスの一層の高まりに加え、平成19年度は家電公取協においても製造業表示規約・景品規約・小売業表示規約の改正、事業活動面でも量販法人の支部活動への本格的参画が進められる等、製造・小売業の両部会ともに「自律」と「自立」に向けて新しい枠組みの定着を目指した新体制がスタートとなる。

公取協事業の運営上、大きな変革の年でもあることから様々な課題を本部・支部間にて共有化する場として全員真剣な面持ちで会議に臨んだ。

会議は、出席者の紹介に続き、山木専務理事から ①製造・小売業の両部会ともケアレスミスによる違反、規約に違反しても法律に違反していないからという残念な考え方を見受けられるが、自ら決めたルールは自ら守るセルフコントロール（自律）、インデペンデント（自立）が望まれる。②小売規約改正のとりまとめは、皆が守れるとともに筋のとおった規約として今夏には方向性を見出したい。③量販の支部活動への参画については製造業部会支部の皆さんのが必要、との挨拶がなされた。

引き続き、事務局より「製造業部会の支部活動における基本業務と関係法令集」に基づき、支部長の役割・支部の基本業務・本部事業との係わり等についての説明、そして各専門委員会関連について、以下のとおり報告や提案がなされ、順次検討が行われた。

各専門委員会の報告の提案・連絡事項

● 小売規約関連委員会

- ・小売業部会作成の「小売業支部の運営の手引き」に基づく小売業部会への協力業務について

● 景品委員会

- ・「第28回景品規約遵守体制強化月間」について
- ・「第27回景品規約遵守体制強化月間」による事例集での研修

● 広告委員会、表示委員会

- ・広告（カタログ等を含む）と取扱説明書、保証書及び家電品の本体に関する表示規約の運用に関する事項（製造業の表示規約・施行規則の見直し、関係工業会と連携した表示適正化の推進）

● ヘルパー委員会

- ・メーカー派遣員ガイドライン運用に関する事項（識別マーク、質的改善の取組み）

● 取引公正化推進研究会

- ・家電業界の流通取引にかかる諸課題の研究について（家電ガイドライン・大規模小売業告示等の研究）

● 広報消費者関連小委員会

- ・消費者モニターアンケート、モニター研究会、消費者懇談会について



公正取引委員会
柏渕 課長



経済産業省
安田 係長



小売業部会
北原 運営委員長

続いて、来賓としてご出席の公正取引委員会 消費者取引課課長 細野 功様より、平成18年度を振り返り、①独占禁止法改正後、新たに課徴金減免制度や犯則調査権限が導入され、予想以上の効果を上げることができた。②景品表示法の運用については、32件の排除命令が出され、全て不当表示であった。最近の消費者は表示に対して厳しい目を向けられており、ぜひ消費者からの苦情を迅速にくみ取って、未然に防いで頂きたい旨のご挨拶を頂いた。

また、経済産業省 情報通信機器課係長 安田大輔様より、消費者の信頼の確保について、①消費生活用製品安全法が改正され5月14日に施行される予定。製品安全自主行動指針も発表しており各社の取組みをお願いしたい。②省エネについてはトップランナー基準での商品の拡大を検討している。③環境問題への対応については資源有効利用促進法により検討を加えている。これらの取組みについて、皆様のご協力を頂きたい旨のご挨拶を頂いた。

最後に、小売業部会運営委員会 北原委員長より、今年は小売業部会各支部に量販法人が加わっての新しい支部活動がスタートする年であり、製造業部会各支部の日頃の支援に対して感謝と一層の支援協力を求めた。更に、規約改正WG主査として規約改正を取りまとめるのに苦労をしている。最近の家電業界はいくつかの新しい指針が示され、消費者からも関心をもたれている業界であり、不信を招く事の無いように、新しい規約の完成に全力を注いでいるので、協力をお願いしたい旨のご挨拶を頂き閉会した。

平成19年度 製造業部会 支部長会社ご紹介

支 部	会 社	役 職	支 部 長
北 海 道	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	LE北海道・東北社 北海道本部 本部長	竹 中 淳
東 北	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	LE北海道・東北社 社長	田 中 誠
関 東	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	東日本統轄支店 常務取締役	小 川 貢
東 海	三菱電機住環境システムズ(株)	中部社 家電営業部長	松 永 安 則
北 陸	日立コンシューマ・マーケティング(株)	中部社 北陸支店長	林 章
近 畿	ソニーマーケティング(株)	執行役員 関西営業本部 本部長	森 島 勝 彦
中 国	シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	西日本統轄支店 中国エリア 部長	山 田 和 夫
四 国	三菱電機住環境システムズ(株)	中四国社 家電営業本部 本部長	田 村 明 則
九 州	東芝L Eマーケティング(株)	九州エリア統括支店 統括支店長	岡 嗣 宣
沖 縄	日立コンシューマ・マーケティング(株)	九州社 沖縄支店長	国 吉 徳 光

●支部の実務担当の方々を ご紹介します



●北海道支部

- ① パナソニックコンシューマ・マーケティング(株)
- ② 設楽 日出男
- ③ 釣り、旅行
- ④ 繼続は力なり



●東北支部

- ① パナソニックコンシューマ・マーケティング(株)
- ② 高橋 光孝
- ③ スポーツ観戦、ドライブ、ゴルフ
- ④ 一粒万倍（一粒の種をまいておけば、一万倍の実りとなる）



●関東支部

- ① シャープエレクトロニクスマーケティング(株)
- ② 鈴木 敏夫
- ③ 水泳、海外旅行、カラオケ
- ④ やればできる！



●東海支部

- ① 三菱電機住環境システムズ(株)
- ② 大原 雄二
- ③ スポーツ鑑賞、ゴルフ
- ④ すべてに健康



●北陸支部

- ① 日立コンシューマ・マーケティング(株)
- ② 松野 英男
- ③ ドライブ、読書
- ④ 温故知新



●近畿支部

- ① ソニーマーケティング(株)
- ② 中道 光彦
- ③ 趣味：晩酌、スポーツジムでのトレーニング
特技：アクティビティヒューマンネットワークの運営
- ④ 繼続は力なり



●中国支部

- ① シャープエレクトロニクスマーケティング(株)
- ② 中田 芳秀
- ③ 特にナシ
- ④ 艱難辛苦 汝を玉にす



●四国支部

- ① 三菱電機住環境システムズ(株)
- ② 西浜 清則
- ③ 魚釣り、ゴルフ、読書
- ④ 心身健康



●九州支部

- ① 東芝L Eマーケティング(株)
- ② 佐藤 宣隆
- ③ 音楽鑑賞、ゴルフ
- ④ 初心忘るべからず！！



●沖縄支部

- ① 日立コンシューマ・マーケティング(株)
- ② 比嘉 盛彦
- ③ 時間をみつけて、ウォーキングすること
- ④ 初心忘るべからず

- ① 社名
 - ② 氏名
 - ③ 趣味・特技
 - ④ 座右の銘 等

◎ 支部長の役割を終えて

昨年の5月以来無我夢中で行ってきた支部長会社の役目も、4月の総会をもって終了致します。

今、振り返ってみますと この1年は、あっという間に過ぎ、要領がわかった頃には支部長会社の役目も終了というところで、少しほっとしているというのが現在の偽りのない心境です。

この1年、本部委員の方々や支部委員、小売業部会のご支援でどうにか大過なく遂行できましたことにあらためてお礼申し上げます。

今年は、量販法人の支部・県活動への参画の取組みについて、小売業部会とより連携強化が求められます。その中で、昨年度は広島商組主催の消費者懇談会、岡山・鳥取県の小売業部会の支部総会、製造業部会の中国支部総会に3企業の量販法人に参加頂きました。今年度は、更に小売業表示・景品規約研修会、店頭キャンペーンに量販法人の参加を要請し、小売業部会と連携のもと、本部委員の指導協力を受けながら業界の公正な競争の確立と消費者の利益確保を目指し、消費者から信頼される家電業界になるように引き続き活動を続けて参りたいと考えます。

中国支部：東芝L Eマーケティング(株)
渡辺 則幸

この一年間、支部長会社としての任務を終えて関連の皆様にはご協力、ご支援賜りまして心より感謝申し上げます。

支部長会社の業務については、諸先輩より大変な業務とお聞きしており覚悟はしておりましたが、正に大変な仕事であり、本部の皆様方、支部委員の皆様のご協力、ご支援を賜りなんとか任を終えることができました。この業務に携わり多くの皆様との一期一会があり、色々と学ぶことが出来ました。また、流通渉外の担当から5年半経過し、最後にこの業務に就けたことを結果的には喜んでおります。

東北支部管内においても、益々複雑になってきた「値引き表示」「景品企画」に対し、支部員一同規約遵守に向けた知識修得のため、「小売表示規約、景品規約の勉強会」「家電ガイドライン研修会」を実施し、社内や県分会での啓発活動にお取り組み頂いたかと思います。

東北支部にもまだまだ残された課題がありますが、支部委員の皆様には、課題解決に向け一丸となりお取組み頂きますようお願い申し上げます。最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈りし支部長会社としてのご挨拶と致します。

東北支部：シャープエレクトロニクスマーケティング(株)
花井 晴夫

製造業部会の動き

◎「第47回製造業部会理事会」開催される

平成19年4月12日(木)、家電公取協において製造業部会理事会が開催された。議案は、①公益法人新会計基準への移行に関する件 ②平成18年度収支見込みについて ③平成19年度事業計画(案)及び平成19年度収支計画(案)について審議が行なわれ承認された。その他の報告事項では、第14回消費者懇談会、小売業部会の動きについて説明がなされた。

また、理事会終了後、公正取引委員会 消費者取引課課長 粕渕 功様にご出席頂き、独占禁止法改正の主要なポイント及び課徴金減免制度の適用状況、独占禁止法基本問題懇談会における同法の見直しの論点、最近の景品表示法の違反事件処理の動向について、等の具体的な説明を頂き、その後、懇談が行なわれた。

小売業部会の動き

◎運営委員会が開催される

平成19年4月24日(火)に運営委員会が開催された。報告事項として各委員会・WGの報告を行い、審議事項としては①公益法人新会計基準への対応について ②平成18年度事業報告及び収支見込みについて ③平成19年度事業計画(案)及び収支計画(案)について ④消費者関連事業について 等の審議を行い、いずれも承認された。なお、各委員会及びWGの報告は右表のとおり。

(各委員会・WG報告 ※平成19年2月20日以降)

規約改正WG	2/23 4/5	・更値引き表示、高率の割引率等の表示、自店平常価格算定期のポイントの取り扱い、等についてルール作成の検討を行った。 ・規約違反時の処理手続について措置基準の明文化等の検討を行った。
本部規約指導委員会	—	・岡林委員長より、量販法人の支部参画問題について、商組側としては、3月29日開催の全国電商連理事会において、「小売業部会運営の手引き(暫定版)」に基づき説明を行った旨報告があった。
消費者モニター研究会PJ	4/5	・商組側、量販側から選出された委員により、①研究会テーマ、②モニター選考、③今後のスケジュール、等について検討を行った。

◎新たな小売業部会支部活動にあたって



小売業部会における量販法人会員の支部活動への参画について、本部規約指導委員会において数度にわたり慎重に検討を重ね、その結果昨年10月、量販法人会員に地区連絡会及び都道府県支部の活動に参画いただくことが決定し、運営委員会の了承をいただきました。この間、検討に参加していただいた委員各位のご協力に対し、この場をお借りして御礼申し上げます。

小売業部会における支部活動は、小売業表示規約の周知、普及活動の具体的活動、規約違反の是正活動等、それぞれの地域に密着した活動を行い、家電業界の正しい商習慣として規約の定着を図り、消費者の皆様の信頼を得て、業界発展に尽くしていただく重要な役割と使命を持つ組織だと考えております。これまで商業組合が中心になり、各自治体のご指導のもと実施してきた店頭キャンペーン活動も、今後は地域店・量販店が一体となった活動が行えるという事で、歴史的にも大変意義深いことであると思っています。組織は出来ましたが、平成19年は小売規約普及・定着のための本当の意味で元年ととらえることも出来ると思います。関係各位の一層のご尽力を心からお願い申し上げる次第です。

小売業部会 本部規約指導委員会
委員長 岡林 秀雄

◎「第28回景品規約遵守体制強化月間」決まる

強化月間は、景品規約遵守状況の実態把握と違反の未然防止及び景品規約の周知徹底を目的に実施している。今回もこの趣旨に基づき、チラシ・DM等収集物の実態把握、被疑事案の迅速な処理等を各支部宛に要請した。特に、メーカー・販売会社企画の合展DMについては、全会場分の回収を依頼した。

【調査期間】

- ①メーカー・販売会社企画のDM：平成19年春・夏合展
- ②販売店等のチラシ：平成19年5月中旬～7月中旬の内、最低1ヶ月間

【調査対象】

家電品掲載の広告物(チラシ・DM等)による景品付販売企画



本部規約指導委員会において、量販法人側委員の一人として、商業組合の皆さんと、家電公取協小売業部会への量販法人の参画方法について議論を重ねてまいりました。

量販法人の支部活動への参画については、これまで各社の方針に任されており、その結果、量販法人が参画しない支部も存在していました。今般、量販法人間で支部活動参画に関する基準が確認され、当該基準を商業組合側も了承したことにより、新年度からは、各地区連絡会には数社が、各都道府県支部には少なくとも1社の量販法人が、それぞれの企画運営に参画することになりました。

家電公取協小売業部会の役割は、店頭キャンペーンなどの小売業表示規約普及活動を通じて正常な商慣習を確立し、安心して競争が出来る公正な環境を確立することにあると考えております。量販法人側は、すでに各社の窓口担当者も決まり、支部活動のスタートを待つばかりの状態となっております。有意義な意見交換による連携を深めた活動を目指していきたいと考えています。

小売業部会 本部規約指導委員会
委員 金谷 隆平

コーヒーブレイク

私のふるさとは松江である。

いつからだったか、私はふるさとが嫌いになった。都市計画の展開、国体誘致の結果なのか、気がつけば私が通った幼稚園、小学校、加えて中学校、そして高校までが全て移転していた。思い出に浸れる学びの庭、校舎は見事なまでに完璧に消滅していた。また町の変貌は著しく、私の生家はじめ育った家も消滅していた。大嫌いだ！

いつからだったか、私は口ずさんでいた。粋がっていた。「ふるさとは遠きにありておもふもの。そして悲しくうたふもの」（室生犀星）

さて光陰矢の如しで、学生時代に大都会の東京に出てきてから今年で40有余年。春爛漫のこの候に節目を迎える。

ここ数年前からだったと思うが、私はふるさとが気になりだした。そして自問自答する。“君にとって東京とは何だ？ そして仕事が終わったらどうするの？ 地元デビュー？ 終の住処はどうするの？ ふるさとにはどう向き合うと言うのか？”「ふるさとは遠きにありておもふもの」なのか。

この1年、私は松江に帰る度にふるさと再発見とばかり名所旧蹟、神社仏閣を訪ね歩いている。松江城、月照寺、小泉八雲旧居、荒神谷遺跡、八雲立つ出雲八重垣、宍道湖、足を延ばして出雲大社、石見銀山へ。

私が生まれて育った所、私をはぐくんでくれたふるさと。甘酸っぱい思い出の所じゃないか。故郷忘れがたし。

松江の郊外に父母の住んでいた古家がある。さてさて如何にせん、終の棲家を如何にせん。「古事記」を読み破り、今、「出雲風土記」に熱中のところ。

人生のいい年を迎え、ふるさと松江を改めて意識し、好きになり、ふるさと再発見の旅を始めた自分をおかしくも嬉しい思うこの頃である。あなたのふるさとはいがい。

（飴売り備後屋）

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方へ定期的なアンケートを実施しています。
その際に寄せられたご意見を「消費者の声」として掲載します。

①今夏、コンパクトデジタルカメラを購入し、さぞかしマニュアルが厚く難解な内容なもので、きっと読みづらいだろう……と思っていたのですが、予想外にスリムでポイントをしぼったマニュアルになっていた事に驚きました。

（日進市 主婦）

②「安心価格」として、他店に徹底対抗する自信の価格である旨をうたっており、他店の店頭価格、チラシ価格、相対価格について相談してほしい、としている。相談の結果、他店の価格が安いのであれば、そこまで価格を引き下げる趣旨だと思われる。そのこと自体は良いのだが、「徹底」「お客様第一主義」「自信の価格」と言い切っているので、相談者だけでなく、相談後は一律して引き下げの後の価格にするなどの対応がチラシから期待されるような表現と思える。おそらくは、そのようなことはなく、当該相談者のみ特別に値引きに応じるものと思われ、それはそれで十分あり得る話なのだが、だとしたら、チラシ上の表現もそのようにすべきだと思う。

（目黒区 会社員）

③電化製品を購入しますと「保証書に貼ってください」と店員が“レシート”を渡します。勿論レシートには、金額ではなく、店、物、日付が印字されています。私は、いつも紛失しないように、帰宅してすぐ箱を開け保証書に貼りつけます。あるいは、レシートでなく、箱に“シール”を付けて「保証書に貼って下さい」と書いてあるものも少なくありません。こういった物は、とても大事な物であると思いますがこんなに簡単なもので良いのかと少し疑問になります。効率化なのでしょうか？ 他に何か良い方法はないのでしょうか？ 製品についている保証書には、“店印なきものは無効です”と書かれていますが、その店印がシールやレシートでは年輩者には少し分かりにくいと思います。

（神戸市 主婦）

④家電量販店でのテレビの販売についてですが、週末などは客の数が増えるせいか派遣である販売員も多く見られます。しかし商品について相談をすると、やたら自分のメーカーをすすめてくる傾向が感じられます。消費者は商品を比較検討するためにお店に出向いているのですから、もう少し公平な立場でお答えいただければと思います。自分のところの商品の良い点ばかりを話すことには疑問です。

（練馬区 主婦）

<編集後記>

公取協の仕事に携わり、公取協ニュースの編集を仰せつかり、なんとか無事に任期を終えることになりました。今、社会的にCSRとか、コンプライアンスとか言われますが、同時に個人個人のモラルを振り返ることも大事ではないでしょうか。

今後とも編集の一員として携わらせていただきます。

(S・I)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9

(虎ノ門TBLビルディング2階)

TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032

<http://www.eftc.or.jp>

編集・発行人：坂井厚介